

有害鳥獣対応マニュアル

令和元年6月

宇土市

目次

1	現状と目的	1
2	対象とする有害鳥獣と地域	1
3	住宅地に出没した場合（市民等から情報提供の場合）	1
4	住宅地に出没した場合（警察・県から情報提供の場合）	2
5	有害鳥獣の出没状況に応じた段階的な対応	2
6	対応レベルごとにおける対応方針及び具体的な対応	3
7	対応の検証と対応マニュアルの見直し	4

参考資料

【資料1】	住宅地等における有害鳥獣対応に係る通達連絡表	5
【資料2】	対応レベルごとの関係機関が行う具体的な対応	6
【資料3】	住宅地等における有害鳥獣対応に係る連絡体制図	7
【資料4】	住宅地等における有害鳥獣対応に係る緊急連絡先	8
【資料5】	住宅地等における有害鳥獣対応に係る有害鳥獣対応報告書	9
【資料6】	周辺住民への注意喚起の例文	10
【資料7】	注意喚起チラシ	11

1 現状と目的

近年、イノシシ等の有害鳥獣が住居集合地域、それらに近接する農地等に頻繁に出没し、不安を感じた市民からの通報が数多く寄せられており、今後、人身被害などの事故も懸念される。

このようなことから市民から有害鳥獣が出没したとの通報があった場合に迅速かつ適正に対応し、被害発生を未然に防止するため、連絡体制や出没状況に応じた対応方法や関係機関の役割等を定めた「有害鳥獣対応マニュアル」を策定する。

2 対象とする有害鳥獣及び対応地域

(1) 野生鳥獣

この対応マニュアルの対象とする野生動物は「イノシシ」、「ニホンザル」、「ニホンジカ」「クリハラリス（タイワンリス）」「アライグマ」（以下「有害鳥獣」という。）とする。

(2) 対応地域

この対応マニュアルでは有害鳥獣が出没した際に対応する地域は、住宅地、商工業地域、市街地、学校、公園等の公共施設及びそれらに近接する河川や農地等で有害鳥獣が日常的に出没しない場所（以下「住宅地等」という。）とする。

3 住宅地に出没した場合（市民等から情報提供の場合）

- (1) 市民等からイノシシ等の出没情報を受けた場合、別紙資料 1「通報連絡票」に掲げる下記事項を聞き取り、整理後、速やかに、関係機関に通知する。

通報者／目撃日時／目撃個体の種類・状況（種類・状況・場所）
負傷者の有無／県や警察・関係機関への連絡有無

- (2) 緊急を要する場合は、電話にて通知した後、「通報連絡票」にて通知する。

[参考]

農林水産課の連絡先

TEL : 0964-22-1111 FAX : 0964-22-6032

E-mail : nourin03@uto.kumamoto.jp

4 住宅地に出没した場合（警察・県から情報提供の場合）

- (1) 所轄警察署から通報の場合、通報元の所轄警察署に連絡し、現在の状況を確認し、職員の現場派遣の有無を確認する。
- (2) 宇城地域振興局林務課に電話連絡し対応について協議する。
- (3) 必要に応じて警察官による出没付近のパトロールの強化を依頼する。
- (4) 引き続き情報収集を継続する。

5 有害鳥獣の出没状況に応じた段階的な対応

(1) 対応レベル

有害鳥獣の出没による危険性や出没地域住民の生活への影響、対応の効率性等を考慮して、有害鳥獣の出没状況を踏まえた対応を行うため、出没場所や被害の状況、種類、頭数、有害鳥獣の性別、移動先等に応じて表－1に示す3段階の対応レベルを設ける。

表－1

監視レベル	有害鳥獣の出没等の情報はあがるが、人身被害が発生する恐れが低い場合
	(例)・住宅地等に単発的に出没する場合 ・1時間以上前に見かけた場合等
警戒レベル	有害鳥獣の出没等の情報が数多くあり、人身被害の発生する恐れが高い場合
	(例)・住居地等に連日または頻繁にほぼ同一の地域において、有害鳥獣が出没する場合
出動レベル	人身被害の発生する恐れが非常に高く、緊急的な対応が必要な場合
	(例)・有害鳥獣が住宅地や施設等に侵入、または立てこもった場合 ・有害鳥獣が人を攻撃し、人的被害が予想される場合

(2) 対応レベルの決定

農林水産課は、有害鳥獣の出没情報を入手した後、速やかにあらかじめ指定した職員による現場急行班、連絡調整班を発足させる。通報内容には不確実な内容を含むものも多いことから連絡調整班は通報者に対して「通報連絡表」で通報のあった内容について再度確認を行う。農林水産課長は連絡調整班が確認した出没情報を精査し対応レベルを決定する。

6 対応レベルごとにおける対応方針及び具体的な対応

農林水産課は、対応レベルの決定後、速やかに関係機関に対して対応レベル及び出没情報、依頼する具体的な対応内容を通知する。併せて、市民等への情報提供を行う。

関係機関は、速やかに対応が取れるようあらかじめ担当者を定めて対応レベルごとの具体的な対応内容の把握等に努める。

関係機関は常に有害鳥獣が出没した場合の自らの役割を確認し、緊急連絡網や住民等への注意喚起のためのチラシ等の必要な資料を準備しておくこととする。

各対応レベルにおける具体的な対応内容は表-2のとおりとする。

なお、関係機関は農林水産課の要請に基づき対応することとする。

表-2

監視レベル	対応方針：出没状況の入手と情報共有に努めながら、必要に応じて周辺住民等への注意喚起を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出没等の情報を農林水産課から関係機関に提供する。提供を受けた関係機関は、小・中学校、保育園（所）、幼稚園、関連施設に出没情報を提供する。 ・ 必要に応じて現地確認を行い、出没地域周辺の住民に注意喚起を行うとともに、生ごみ等、出没する要因が明らかな場合には、撤去を指導する。 ・ 現地確認の結果、宇土市鳥獣被害対策実施隊による追い払いや捕獲の検討を行う。
警戒レベル	対応方針：周辺住民等への注意喚起を徹底し、有害鳥獣の追い払いまたは、わな等による捕獲を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出没等の情報を農林水産課から関係機関に提供する。提供を受けた関係機関は、小・中学校、保育園（所）、幼稚園、関連施設に速やかに注意喚起を行う。 ・ 必要に応じて現地確認を行い、防災無線等による周辺住民への注意喚起を行う。 ・ 現地確認の結果、有害鳥獣の誘因となっている収穫残さや生ごみ、菜園等がある場合には、自治会や所有者等に撤去または防護を指導する。 ・ 現地確認の結果、宇土市鳥獣被害対策実施隊による追い払いやわな等による捕獲を実施する。
出動レベル	対応方針：周辺住民等への注意喚起を徹底し、有害鳥獣の追い払いまたは、緊急捕獲を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出没等の情報を農林水産課から関係機関に提供する。提供を受けた関係機関は、小・中学校、保育園（所）、幼稚園、関連施設に速やかに注意喚起を行い、警察署の協力を得て、安全確保を徹底する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線等による周辺住民への注意喚起を速やかに行う。 ・現地確認を行い、警察署、宇土市鳥獣被害対策実施隊と連携し、常に追い払う方向を明らかにし、有害鳥獣の逃げ場を確保した上で適切な方向へ追い払いを実施する。 ・追い払いが困難な場合には、網、たも等での緊急捕獲を実施し、住宅地や交通量の多い道路等では、交通整理や人払い等を実施する。 ・網、たも等による捕獲も困難な場合には、警察署や宇土市鳥獣被害対策実施隊と緊急捕獲（銃等）を協議し捕獲を実施する。
--	---

7 対応の検証と対応マニュアルの見直し

(1) 対応の検証

農林水産課は、有害鳥獣の住宅地等への出没対応について、出没状況、対応レベル、対応状況、課題等をまとめた「住宅地等における有害鳥獣対応に係る報告書」（資料5）を作成する。関係機関は、農林水産課の資料作成作業に協力することとする。

(2) 対応マニュアルの見直し

農林水産課は、有害鳥獣の住宅地等への出没状況の変化や関係機関の組織見直し等により、必要に応じて関係機関の意見や提案を踏まえてイノシシ等出没対応報告書の検証や他の自治体の対応事例等を参考に、より実効性のある対応がとれるよう対応マニュアルの見直しを適宜行うこととする。

【資料1】

住宅地等における有害鳥獣対応に係る通報連絡表

通報連絡表

新規 継続 終了

送信先 農林水産課 宛

令和 年 月 日 AM・PM 時 分 受信

対応者 所属名:

職名:

氏名:

項目		内容		
通報者	住所	町・大字		
	氏名	男・女		
	電話番号	() -		
目撃日時		令和 年 月 日 ()	午前・午後	時 分頃
目撃場所	住所	町・大字 番地		
	場所	<input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> その他		
目撃個体の種類	種類・頭数	<input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> ニホンザル <input type="checkbox"/> ニホンジカ	頭数	頭
	大きさ	<input type="checkbox"/> 幼獣 <input type="checkbox"/> 小型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型		
	性別	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス <input type="checkbox"/> 不明		
目撃の状況 (移動の方向, 興奮状態か否か等)				
被害の状況	人身被害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	[内容:]	
	その他の被害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	[内容:]	
捕獲の状況		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
関係機関への連絡		宇土市	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(部署:)
		宇城地域振興局	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
		宇城警察署	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	()
		宇城広域消防署	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	()
		その他	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
		宇土市鳥獣被害対策実施隊	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
		教育委員会	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
		学校	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(小・中・高)
		福祉施設	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	()
その他の情報				

TEL : 0964-22-1111
 FAX : 0964-22-6032
 E-mail : nourin03@uto.kumamoto.jp

【資料2】

対応レベルごとに関係機関が行う具体的対応

	役割	内容	監視 レベル	警戒 レベル	出動 レベル	
農林水産課	連絡・調整	<input type="checkbox"/> 情報の集約・精査	◎	◎	◎	
		<input type="checkbox"/> 関係機関・庁内各課への情報提供	◎	◎	◎	
	情報収集	<input type="checkbox"/> 現場出動・調査	◎	◎	◎	
		安全確保	<input type="checkbox"/> 地域住民への注意喚起			
			・口頭・チラシ配布など	◎	◎	◎
	・防災無線放送の依頼など		◎	◎	◎	
	・ホームページ, SNS掲載など	◎	◎	◎		
<input type="checkbox"/> パトロール	◎	◎	◎			
<input type="checkbox"/> 地域住民の避難, 交通整理				◎		
監視 捕獲	<input type="checkbox"/> 出没個体の監視・追跡				◎	
	<input type="checkbox"/> 追い払い	◎	◎	◎		
	<input type="checkbox"/> 追い込み・緊急捕獲				◎	
網田支所 網津支所	情報収集	<input type="checkbox"/> 現場出動・調査			◎	
	安全確保	<input type="checkbox"/> 地域住民への注意喚起				
		・口頭・チラシ配布など	○	○	◎	
		・防災無線放送の依頼など		○	◎	
<input type="checkbox"/> 地域住民の避難, 交通整理(迂回路の案内等)				◎		
監視	<input type="checkbox"/> 出没個体の監視・追跡				◎	
危機管理課	情報収集	<input type="checkbox"/> 現場出動・調査			◎	
	安全確保	<input type="checkbox"/> 地域住民への注意喚起				
		・口頭・チラシ配布など			◎	
		・防災無線放送など	◎	◎	◎	
		・広報車による周知など		○	◎	
	<input type="checkbox"/> パトロール				◎	
<input type="checkbox"/> 地域住民の避難, 交通整理				◎		
監視	<input type="checkbox"/> 出没個体の監視・追跡					
環境交通課	情報収集	<input type="checkbox"/> 現場出動・調査			◎	
	安全確保	<input type="checkbox"/> 地域住民への注意喚起				
		・口頭・チラシ配布など	○	○	◎	
		・防災無線放送の依頼など	○	○	◎	
		・広報車による周知など		○	◎	
<input type="checkbox"/> パトロール				◎		
<input type="checkbox"/> 地域住民の避難, 交通整理				◎		
監視	<input type="checkbox"/> 出没個体の監視・追跡					
福祉課	安全確保	関係施設等への注意喚起	◎	◎	◎	
高齢者支援課	安全確保	関係施設等への注意喚起	◎	◎	◎	
子育て支援課	安全確保	近隣の保育園等への注意喚起	◎	◎	◎	
学校教育課	安全確保	近隣の幼稚園, 小・中・高校への注意喚起	◎	◎	◎	
宇土市鳥獣 被害対策 実施隊	情報収集	<input type="checkbox"/> 現場出動・調査	○	○	◎	
	監視 捕獲	<input type="checkbox"/> 出没個体の監視・追跡			◎	
		<input type="checkbox"/> 追い払い		○	◎	
		<input type="checkbox"/> 追い込み・緊急捕獲			◎	
宇城警察署 交番 駐在所	情報収集	<input type="checkbox"/> 現場出動・調査	◎	◎	◎	
	安全確保	<input type="checkbox"/> パトロール	○	○	◎	
		<input type="checkbox"/> 広報			◎	
		<input type="checkbox"/> 地域住民の避難, 交通整理			◎	
	監視 捕獲	<input type="checkbox"/> 出没個体の監視・追跡			◎	
		<input type="checkbox"/> 追い払い			◎	
<input type="checkbox"/> 追い込み・緊急捕獲				◎		
宇城地域振興 局林務課	安全確保	県関係機関, 関係施設, 近隣市町村への注意喚起	○	○	◎	
	捕獲	市へ助言等	○	○	◎	

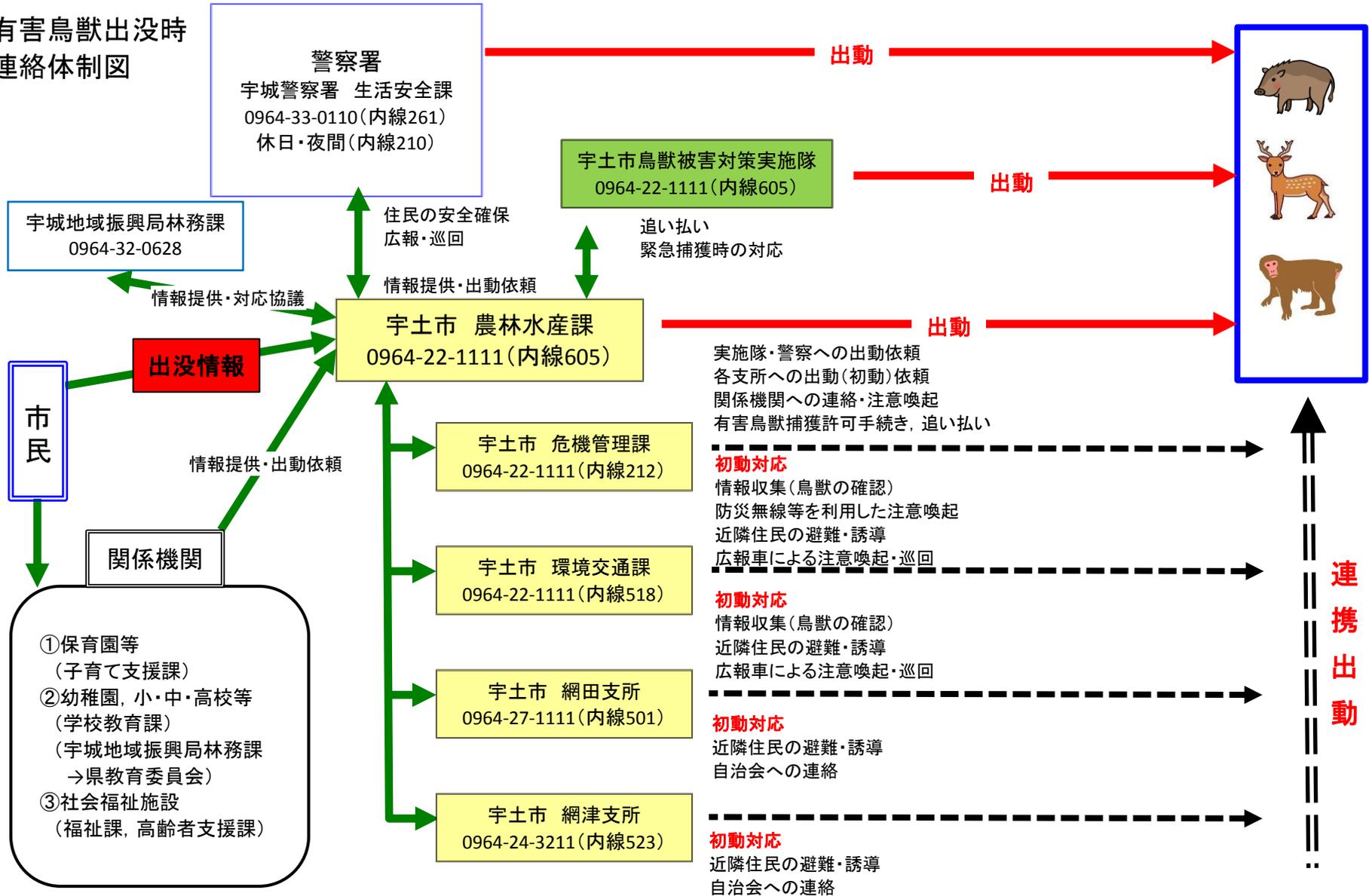
◎:対応 ○:必要に応じて対応

【資料3】

住宅地等における有害鳥獣対応に係る連絡体制図

※人的被害が懸念される場合

有害鳥獣出没時 連絡体制図



【資料5】

住宅地等における有害鳥獣対応に係る報告書

対応レベル

件名

日時	
対象鳥獣	
頭数・性別	
対応機関 ・ 人数	
対応状況	
役割	
検証 ・ 課題	

【資料6】

周辺住民への注意喚起の文例

<イノシシの場合>

〇〇の皆様へお知らせします。

現在、〇〇町付近でイノシシの目撃情報があります。

- ・戸や窓を閉めて、できるだけ外出を控えてください。
- ・イノシシを目撃したら、むやみに近づかず、興奮させないように静かにイノシシから見えな
い場所に、背中を見せないよう避難しましょう。
- ・攻撃したり、威嚇したりしてはいけません。
- ・うり坊を見かけても、近づいてはいけません。

イノシシを目撃した場合は、警察又は宇土市農林水産課林務水産係に連絡をお願いします。

<ニホンザルの場合>

〇〇の皆様へお知らせします。

現在、〇〇町付近でニホンザルの目撃情報があります。

サルを目撃したら、むやみに近づかず、興奮させないように静かにサルから見えな
い場所に避
難しましょう。

- ・戸や窓を閉めて、できるだけ外出を控えてください。
- ・近づかない
- ・目を見つめない
- ・食べ物を見せない、与えない
- ・大声を出さない・おどかさない
- ・からかわない

サルを目撃した場合は、警察又は宇土市農林水産課林務水産係に連絡をお願いします。

<ニホンジカの場合>

〇〇の皆様へお知らせします。

現在、〇〇町付近でニホンジカの目撃情報があります。

- ・戸や窓を閉めて、できるだけ外出を控えてください。
- ・シカは臆病な動物です。追いかけたり、大声で騒いだりなど刺激すると大変危険です。
- ・道路などに飛び出し、交通事故を引き起こす危険性があります。
- ・シカに出会ったら、静かに通り過ぎるのを待つか、慌てずにゆっくり後ずさりしてください。
興奮させないように静かにシカから見えな
い場所に避
難しましょう。
- ・刺激しないようにして、速やかにその場を立ち去りましょう。

シカを目撃した場合は、警察又は宇土市農林水産課林務水産係に連絡をお願いします。

イノシシの被害防止対策について（お願い）

〇〇月中旬頃から〇〇町〇〇地区周辺でのイノシシの目撃情報が増加しています。

そのため、宇土市では猟友会の協力の下で、箱わな等によるイノシシの捕獲を実施しているところですが、捕獲は、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められたときに許可されます。捕獲は最後の手段です。

皆様には被害を未然に防ぐために、地域ぐるみでイノシシ対策に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

対策① 寄せつけない

餌付けになることをしない

- ・ 生ゴミや野菜くずを屋外に捨てないようにしましょう。
- ・ 柿、みかん、ドングリ、栗などはイノシシの餌になります。早めに取りましょう。
- ・ ドッグフードやキャットフードを野外に放置したり、墓地のお供え物を置きっ放しにしないようにしましょう。
- ・ イノシシへの餌付けは絶対にやらないで下さい。人に対する警戒心を低下させ危険です。

対策② 侵入させない

家庭菜園や住居を効果的に囲う

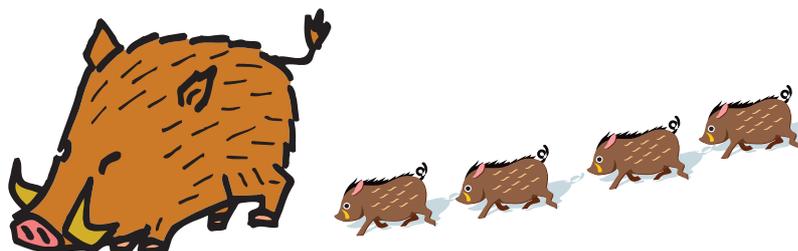
- ・ 家庭菜園はイノシシのえさ場になります。ネット、防護柵などで侵入を防ぎましょう。
- ・ 住居に侵入できないよう **防護柵** や **塀** で囲う、**門扉を閉める** 等で侵入を防ぎましょう。
- ・ 防護柵や電気柵など、飛び越えられないか、押し倒されたり、鼻で持ち上げられないか、日頃から点検を心がけましょう。

☆イノシシに出会ったら・・・

- ・ イノシシは基本的に臆病です。音をならす（持ち物に鈴をつける）、光で照らすなど人がいることを先に知らせましょう。
- ・ 近づいてきた時には、慌てずにゆっくり背中を見せないように後ずさりして下さい。興奮させないように静かにイノシシから見えない場所に避難しましょう。
- ・ 子どものいるイノシシや、ケガをしたイノシシは危険です。刺激しないようにしてその場を立ち去りましょう。

※イノシシを捕獲するために、箱わなを各所に設置しています。箱わなは大変危険ですので、わなや危険看板を見つけたときは、決して近寄らないようにして下さい。

飼い犬は必ずつないで下さい。



問い合わせ先

〒:869-0492

住所:宇土市浦田町51

農林水産課林務水産係

連絡先:Tel 22-1111

Fax 22-6032



あなたはどれくらい イノシシのこと知っていますか？

近年、本市においてイノシシによる農作物被害が増加するばかりでなく、住宅地まで出没し、市民の皆様へ恐怖感を与えるなど、イノシシに関する様々な問題に対し、多くの相談が寄せられています。

本来、イノシシは臆病な動物のため、理由もなく住宅地等に出没することは考えにくく、頻繁に出没する場合は何らかの原因があると考えられます。

本市では、猟友会宇土支部の協力の下で、箱罠等によるイノシシの捕獲を実施しておりますが、それだけですべてのイノシシ被害を防ぐことはできません。そこでなぜイノシシが出没するのか、どうすればイノシシが出てこなくなるのか、イノシシに出会ったときはどうすればいいかなど、市民の皆様が正しい知識を身に付けて対策に取り組むことが、被害を未然に防ぐことにつながります。

● イノシシってどんな動物？

イノシシはなじみある動物ですが、その生態は意外と知られていません。まずはイノシシのことを知り、その習性や行動を把握することが大切です。

【①どこに住んでいるの？】

もともと人里からあまり離れていない里山に生息しており、特に草むらやヤブを好んで利用するため、このような場所が多い地域ではイノシシに遭遇する可能性が高くなります。また、手入れされていない道路の法面や河川の緑地帯は、「けもの道」としてイノシシの移動ルートとなる場合があります。

【②どんなものを食べる？】

イノシシは何でも食べる雑食性

で、イモ、タケノコ、クリ、カキ、イネ、昆虫、ネズミ、ヘビなどを食べます。

【③人間を恐れぬ？】

本来イノシシは臆病で注意深いので、なかなか人間の前に姿を現しません。昼夜を問わず状況に応じて活動をしますが、人間を警戒しているときは、日没後から活動を始めます。また、学習能力が非常に高く、人の動きを観察する賢さがあり、一旦慣れると大胆不敵になります。

基本的にはおとなしい性格で、ほかの動物を襲うことはありませんが、危険を感じたりパニックになって逆上したときは「猪突猛進」となるため注意が必要です。

【④運動能力は？】

跳躍力に優れ、助走なしで1m、よじ登れば2mの高さを乗り越えますが、基本的にジャンプをするのではなく、下をくぐり抜けようとする習性があります。下から20cmの隙間があれば通り抜けることができます。

また、鼻先で物を押し上げる力は70kgほどあると言われています。

【参考動画等】

農林水産省ホームページの「野生鳥獣対策コーナー」にて、専門家によるイノシシの生態や鳥獣対策の講習動画が掲載されていますので、より詳しくお知りになりたい方は一度、ご覧下さい。

慎重で臆病な性格
慣れると大胆不敵になる

イノシシはかくれんぼが大好き
茂みがある場所を好みます

イノシシはエサを食べられた畑の場所を忘れない

野菜、果物、米だけではなく
土手や畑の青草、雑草も大好物

イノシシのジャンプ力
助走なしで1mを飛び越える

飛ぶよりくぐり抜ける習性
20cmの高さがあればくぐる

鼻先で70kgの物を
持ち上げる力がある

イノシシの活動時間は
朝・昼・夜、24時間

● イノシシと出会ったら

決して慌てず、刺激をしないよう、次のことに注意して行動しましょう！

【イノシシとの距離が離れている場合】

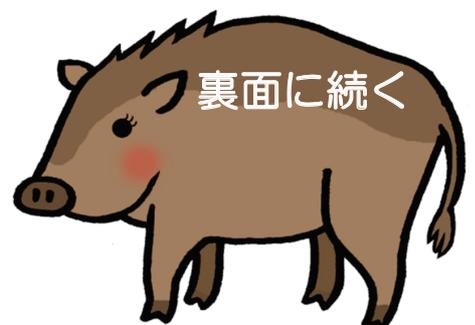
大抵は何もせず通り過ぎていきます。不用意に近づいたり、けしかけたりせず、避難しましょう。

【イノシシとの距離が近い場合】

通常は人間から逃げていきますので、速やかにその場からゆっくと

背中を見せないように後ずさりして、イノシシから見えない場所に避難しましょう。

また、周囲を壁や塀に囲まれ、人間がいる方向しか逃げ場がない場合には、接近してくることがあります。イノシシに逃げ道を与えつつ安全な場所に避難しましょう。



・イノシシ被害を止めるためにできることは？

イノシシ被害を止めるために、罾を仕掛けて捕獲することや、農地に侵入防止柵を設置するなどの対策にまず考えが行きがちですが、これらを行うより先に行うもっと簡単でかつ効果的にイノシシの被害を減らす方法があります。

合言葉は【**えづけSTOP!**】です。イノシシ対策に「これさえすれば大丈夫」といった劇的に状況を改善させる特効薬はありません。被害を減少させるには、【①正しい知識をつける】【②近づかせない】【③侵入させない】【④捕獲する】の取り組みを順序を守り総合的に行う必要があります。

これらを地域ぐるみで継続して行うことにより状況を少しずつ改善させることができます。

イノシシが出没する場合は、その原因を突き止め、対策を行います。出没原因が長期間放置されるとイノシシの警戒心が薄れ、人との距離が縮まり人身事故の原因となります。

【①正しい知識をつける】はイノシシの生態や対策に対する正しい知識を身に付け対策に取り組むことです。

【②近づかせない】は、家や田畑近くの茂みは、イノシシにとって格好のひそみ場となり、進入路となるので、茂みを刈り払い、見通しの良い場所に変えていくことで警戒心の強いイノシシを家や田畑周辺に出でなくする効果があります。

また、農作物以外にも、収穫されない果実や生ごみ、お墓のお供え物、ペットに与えたエサなどもイノシシをおびき寄せる原因となりますので、イノシシにそこがえさ場だと学習させないように、田畑や家の周りの環境を改善しましょう。

【③侵入させない】は農地などに、金網柵や電気柵などの侵入防止柵を設置し、イノシシの侵入を防ぎます。設置する際には、それぞれの柵の特徴をしっかりと理解し、定期的な点検やメンテナンスを行わなければ十分な効果が発揮できないので、

柵の点検やメンテナンスは必ず行うことが大切です。

①～③までの対策をしっかりと行えば、十分なえさが食べれずに、母親イノシシの栄養状態が悪くなります。その状態の母親イノシシが、子供を産んでも、その子供の半分も成獣になれません。そうすることで自然と数を減らすことにつながります。これが合言葉である「**えづけSTOP!**」の主旨であり、イノシシにえさを食べさせないということが大切になります。

①～③までの対策を行っても被害が減らない時の最後の手段として、【④捕獲する】を行います。

栄養状態の悪いイノシシには、箱罾に入っているえさが魅力的に見えて箱罾に入っていく確率が上がり捕獲効率がぐんと上がります。逆にイノシシが食べるえさをたくさん与えると捕獲効率も下がります。

イノシシ被害は地域の方々が協力して初めて止められます。

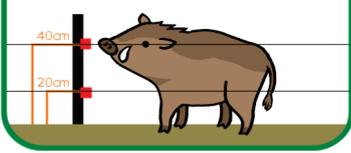
1. 柵の近くに潜み場を作らない



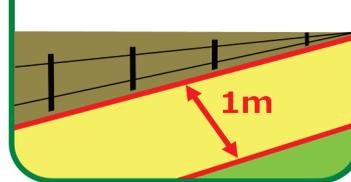
2. 電柵は24時間365日通電



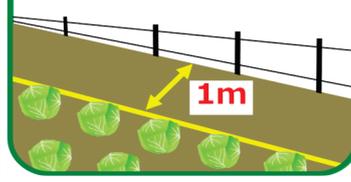
3. 電線は地面から20cmと40cmの高さ



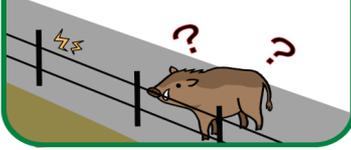
4. 柵の外1mは何もないように



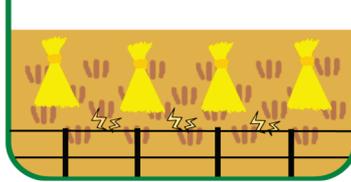
5. 柵から1m離して植える



6. コンクリート、アスファルトの近くに設置しない



7. 稲刈りの後こそ電柵を張ろう



8. 草刈りは8月まで



・補助制度について

「③侵入させない」の対策を少しでもお手伝いするために、本市では侵入防止柵等設置の補助制度を設けています。こういった制度をご活用いただき、地域ぐるみでイノシシ対策に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

【宇土市有害鳥獣侵入防止柵等設置事業補助金】

この補助金は有害鳥獣による農林産物の被害防止を図ることを目的としています。

〔交付対象者〕

1. 市内に住所を有する農林業者又は組織する団体。
2. 農林業者等が管理する農林地に

おいて、新たに侵入防止柵等の設置を行う者。

3. 侵入防止柵等を適切に管理する者。

4. 市税等の滞納がない者。

5. 同一年度内にこの補助金を受けたことがない者等。

〔対象となる事業の種類〕

侵入防止柵等（電気柵・金網柵・ネット柵・その他侵入防止に必要な資材に限る。）の設置に係る資材購入費。

※侵入防止柵等の設置に係る工事費及び人件費は補助対象外

〔補助金額〕

補助対象経費の2分の1の額（限度額10万円）

〔申請方法〕

補助金交付申請書に必要な書類を添えて農林水産課へ提出してください。

〔その他〕

申請書様式はホームページからダウンロードしていただくか、直接、農林水産課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

宇土市役所
農林水産課 林務水産係
TEL：0964-22-1111

